

11月以降に修正した主な点は以下のとおりです。

資料2の修正点については、資料3においてアンダーラインで示してあります。

No.	項目	修正点	ページ
1	第1編第1章1計画策定の趣旨	「幼児期の学校教育」を「幼児期の教育」に修正	1
2	第1編第1章2計画の性格と位置付け	「掛川市次世代育成支援行動計画」を継承し、「放課後子ども総合プラン」としての性格も有することを追加。	2
3	第2編第1章施策2-1(5)家庭教育の充実	取り組み・事業について、「COMMON SENSE講座」という特定の事業のみが掲載されていたが、多くの方法で多方面の情報を提供する必要があることから「地域子育て講座」と修正した。	64
4	第2編第1章施策2-1(5)家庭教育の充実	取り組み・事業について、並び替えを行った。	64
5	第2編第2章4「3号認定(0歳児)」掛川市全体、掛川区域	平成27年度中に掛川区域に開園予定の園について、当初は「協働保育園」を想定していたが、特定地域型保育事業の「小規模保育」として開園する予定となったため、確保方策の内訳を変更した。確保方策全体の数字は変更なし。	82～84
6	第2編第2章5「3号認定(1、2歳児)」掛川市全体、掛川区域	平成27年度中に掛川区域に開園予定の園について、当初は「協働保育園」を想定していたが、特定地域型保育事業の「小規模保育」として開園する予定となったため、確保方策の内訳を変更した。確保方策全体の数字は変更なし。	87～89
7	第2編第2章4「3号認定(0歳児)」掛川市全体	国の定めた基本指針において、3号認定の保育利用率が、「市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項」となっているため、必要な情報を追加した。	91
8	資料編 策定の経過	「策定の経過」を追加	120～121
9	資料編 用語解説	「用語解説」を追加	122～124